

食安輸発1201第1号  
平成21年12月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の実施について  
(オーストラリア産セミドライトマトのA型肝炎ウイルス)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、オーストラリア・ビクトリア州においてセミドライトマトに起因するA型肝炎の集団発生が報告され、ビクトリア州政府が Food Act (食品法) に基づきビクトリア州内すべてのセミドライトマト製造業者に対してセミドライトマトの製造時の安全対策に関する緊急命令を発出し、11月11日より運用されているとの情報を入手しました。つきましては、下記のとおりモニタリング検査を実施することとしましたので、対応方よろしく申し上げます。

記

1 対象食品

- (1) 11月10日以前にオーストラリア・ビクトリア州で製造又は包装されたセミドライトマト
- (2) (1) 以外のオーストラリアで製造又は包装されたセミドライトマト

2 検査項目

A型肝炎ウイルス

3 検査強化内容

- (1) 上記1 (1) については全ての輸入届出を対象とすること。
- (2) 上記1 (2) については6件を対象とすること。

4 検体採取方法

平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号 別表第2の検査項目「微生物」の欄によること。

5 検査方法

平成21年12月1日付け食安監発1201第1号「A型肝炎ウイルスの検出法について」によること。

6. その他

検査の結果、A型肝炎ウイルスが陽性となった場合は、検疫所業務管理室を通じて、当室まで連絡すること。